

# 業務委託契約に関する再委託ガイドライン

寝屋川市  
令和6年3月

## 目次

- 1 はじめに
- 2 一括再委託の禁止
- 3 業務の分類
  - (1) 再委託できないもの
  - (2) 再委託可能なもの（再委託の際に発注者の承諾が必要なもの）
  - (3) 一括再委託の例外措置
- 4 再委託の承諾・不承諾について
  - (1) 受注者からの事前申請
  - (2) 審査及び承諾
  - (3) 履行体制の把握及び報告徴収
  - (4) 再委託先として認められない相手
- 5 再々委託の禁止
- 6 再委託時の受注者の責任と責務
- 7 個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の委託について

### <様式>

- 別紙様式1 再委託承諾申請書
- 別紙様式2 再委託承諾書

## 1 はじめに

寝屋川市では、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図っており、再委託により、その相手方以外の者に契約を履行させることは、原則として認めておりません。

しかし、例外として、業務の遂行上妥当であると判断した場合に限り、再委託を認めることがあります。

本ガイドラインは、寝屋川市の発注する委託業務等（工事に伴う設計、監理及び調査並びに測量等を除く、委任又は請負とする役務の提供をいいます。）において、やむを得ず再委託を行う場合に、その適切な運用について定めるものです。

## 2 一括再委託の禁止

「一括再委託」とは、契約に係る委託業務の全部又は主要な部分若しくは、おおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務を第三者に委託又は請け負わせることをいい、原則禁止しています。

なお、「主要な部分」とは、委託業務の目的を達成するための主たる業務（総合的な企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）のことを指します。

## 3 業務の分類

### (1) 再委託できないもの

【例1】全ての業務委託又は主要な部分を一者に再委託しようとする場合

ア 受注業務の全てを第三者に再委託（いわゆる「丸投げ」）するとき

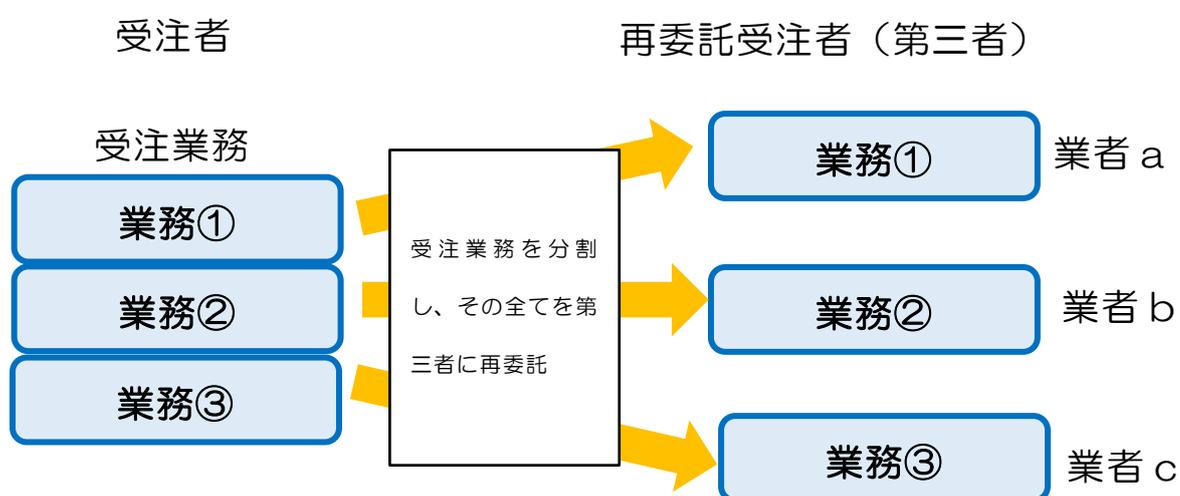


イ 受注業務の一部は自ら実施するが、主要な部分を再委託するとき



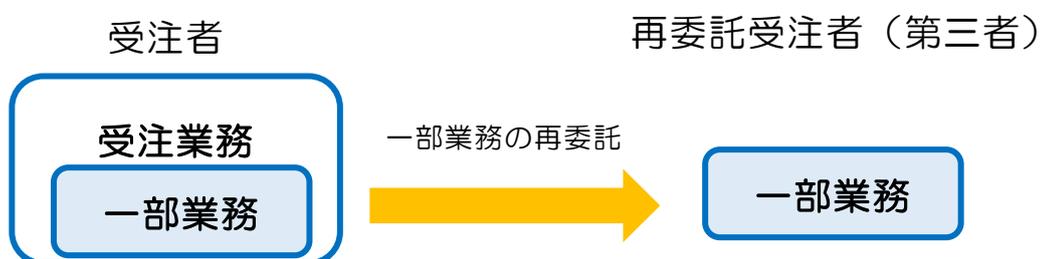
※ おおむね契約金額の2分の1以上に相当する業務を再委託するときも同様。

【例2】全ての業務を分割し複数業者に再委託しようとする場合

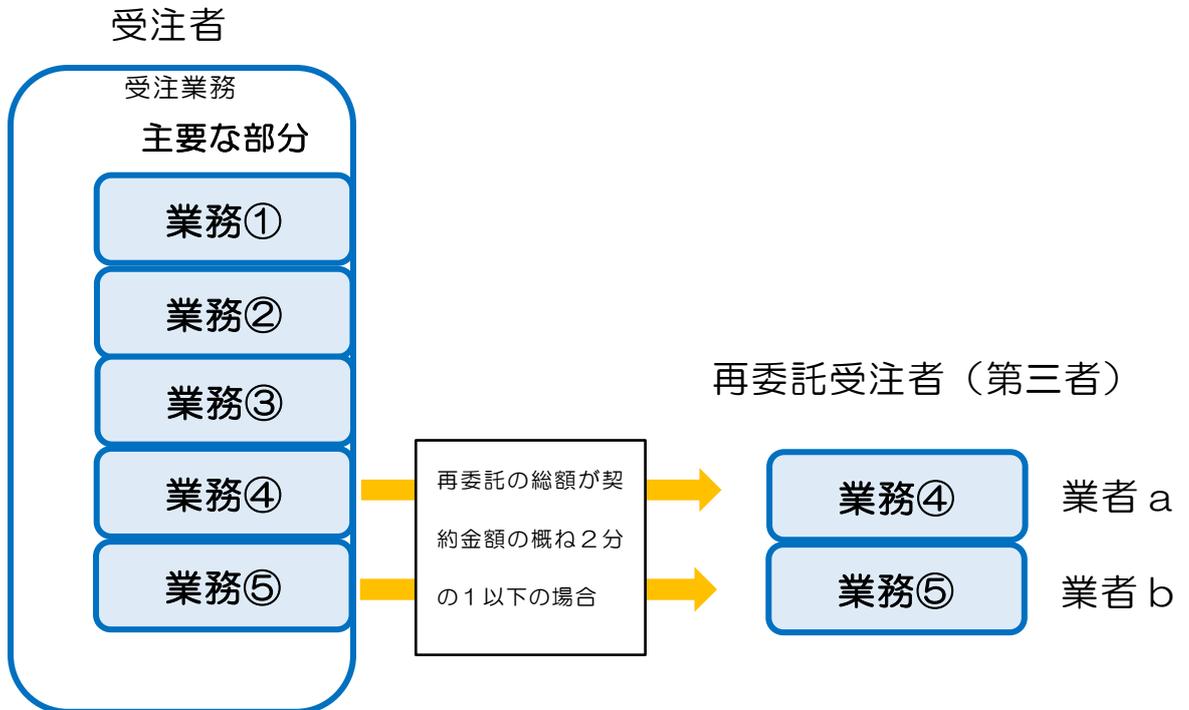


(2) 再委託可能なもの（再委託の際に発注者の承諾が必要なもの）

【例1】業務委託の一部を再委託するが、業務の大部分又は主要な部分は自らが実施する場合



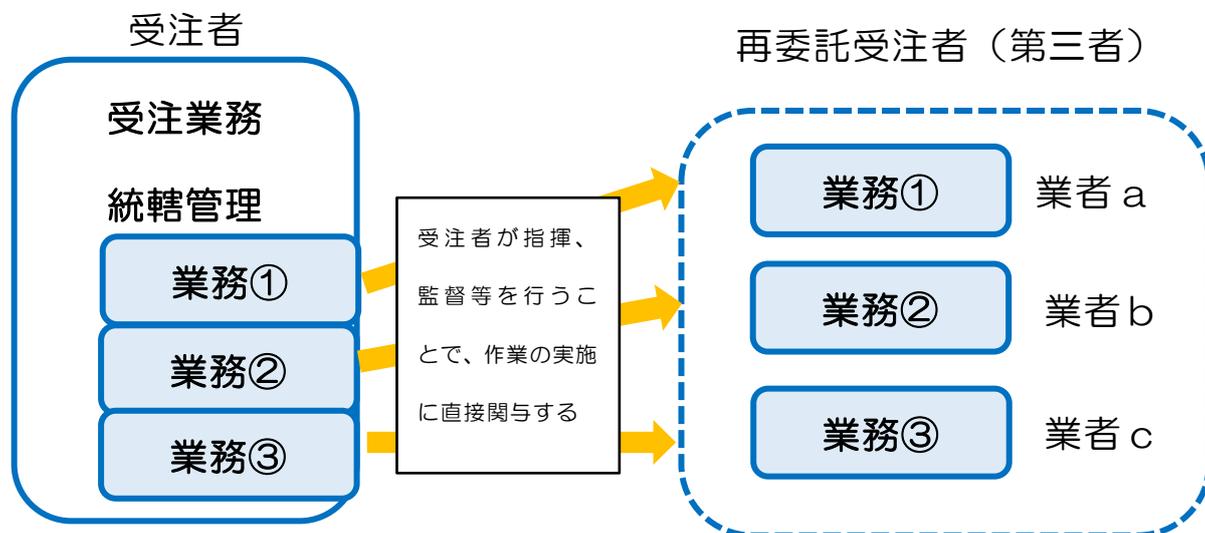
【例2】多数の業種を含む業務を一括し、複合業務として受託した場合において、一部自ら実施できない業務を第三者に委託する場合  
(再委託全体の金額は概ね契約金額の2分の1以下の場合に限る。)



- ※ 発注者側の都合により複数業務を一括発注しており、業務内容が多岐にわたるため、契約の内容の全てを一者単独で履行できる業者がない場合。
- ※ 主要な部分は受注者が行うが、再委託する複数業務の合計金額がおおむね契約金額の2分の1以上を超える業務については、一括再委託に該当し、再委託できません。

業務を細分化して複数の業者に再委託する場合は、再委託の相手方それぞれの業務実施について、受注者が直接の指揮、監督等を行うことで、作業の実施に直接関与しなければなりません。

【例3】業務を細分化して複数の者に再委託するが、自ら再委託の相手方にそれぞれの業務について、直接の指揮、監督、検査等を実施し、作業に直接的に関与する場合



- ※ 発注者側の都合により複数業務を一括発注しており、業務内容が多岐にわたるため、契約の内容の全てを一者単独で履行できる業者がない場合。
- ※ グループ企業の間での部分委託や専門化による分業委託など、役務提供を分業している場合。
- ※ 業務を細分化して複数の者に再委託する場合となるが、主要な部分は受注者が履行する場合。

再委託全体で契約金額の2分の1を超えるときは、再委託による業務の実施に当たり、それぞれの業務実施について、直接の指揮、監督等を行う場合に限ります。

### (3) 一括再委託の例外措置

自らが直接業務を行っていたが、災害等緊急の事情により再委託する必要があり、これを発注担当課が認めたとき。

- ※ 災害等により自ら履行することが困難となった場合、再委託しないと市民生活等に影響がある場合が想定されます。

## 4 再委託の承諾・不承諾について

再委託の承諾手続については、下記のとおり実施します。

## (1) 受注者からの事前申請

受注者は、委託業務を第三者に再委託しようとする場合には、国や大阪府等の統一的な規定等に則り再委託をするなどの場合を除き、原則業務開始前までに別紙様式1「再委託承諾申請書」により、発注担当課に申請をしなければなりません。

なお、再委託承諾申請書に記載された事項に変更が生じたときは、発注担当課に遅滞なく変更届出を提出し、申請時と同様に審査及び承諾を受ける必要があります。

## (2) 審査及び承諾

発注担当課は、別紙様式1「再委託承諾申請書」を収受した場合は、再委託が必要な理由や、再委託をする業務の内容、再委託先などを当ガイドライン「2 一括再委託の禁止」、「3 業務の分類」の規定に基づき、申請書の内容を審査し、再委託が妥当と判断した場合に、別紙様式2「再委託承諾書」を速やかに交付します。

※ 審査方法については、再委託業務内容（主たる業務ではないか等）、再委託理由（業務遂行上妥当であるか）、再委託金額（2分の1以上に相当しないか等）、同種業務の実績、必要な資格や許認可の有無、その他業務内容に応じ判断します。

なお、契約の相手方が特殊な技術、ノウハウなどを有することから、競争入札に適さないことを理由として随意契約を締結したものに対して再委託を承認するときは、随意契約によることとした理由が整合性を失わないよう特に留意しなければなりません。

## (3) 履行体制の把握及び報告徴収

発注担当課は、受注者が再委託先に対して適切な指導を行い、適切に業務が実施されているか確認を行うため、報告書の提出を求めるものとします。

また、委託契約の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、実施の調査を行うものとします。

## 【手順のフロー】

発注課（市）	受注者	再委託業者（第三者）
	①再委託承諾申請書（様式1）の提出	
②再委託承諾申請書（様式1）の受理・審査		
③再委託承諾書（様式2）の交付		
	④交付を受け再委託業者（第三者）と契約書を締結	
	⑤契約書の写しを発注課に提出	
⑥契約書の写しを受理		
	⑦再委託相手方に対して適切な指導・管理監督を実施	
	⑧報告書を発注課に提出	
⑨報告書を受理		

### (4) 再委託先として認められない相手

下記に該当する場合は、再委託先として認められません。

- ・寝屋川市建設工事等指名停止要綱に基づく指名停止期間中の者
- ・寝屋川市暴力団排除措置要綱別表措置要件のいずれかに該当する者 等

## 5 再々委託の禁止

再委託先が更に再委託を行う（再々委託）は、原則禁止しております。

ただし、あらかじめ書面により発注担当課の承諾を得た場合は、この限りではありません。承諾手続については当ガイドライン「4 再委託の承諾・不承諾について」を準用します。

※ 再々委託された者が、更に他の第三者に委任し又は請け負わせることは認められておりません。

## 6 再委託時の受注者の責任と責務

発注担当課の事前承諾を得ずに無届けで再委託を行うなど当ガイドラインに違反した場合は、契約違反となり、寝屋川市建設工事等指名停止要綱の規定により、指名停止の措置に該当することがあります。

なお、業務完了後にその行為が判明した場合であっても、同様とします。

そのため、受注者は、仕様書等で定める機密保持等、受注者の責務を再委託先等も負うように必要な措置（指導、監督、検査等）を講じるとともに、再委託先等が無断で更なる再委託等を行わないように適切に指導・監督しなければなりません。

## 7 個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務の委託について

個人情報又は特定個人情報を取り扱う業務については、「個人情報取扱特記項」を添付することとなっています。

個人情報取扱特記事項には、「受注者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託先において個人情報を適切に取り扱うことができることを確認した上で、その内容を発注者に報告し、再委託することについて発注者の承諾を受けなければならない。」と定められています。

また、契約時にプライバシーマーク認証の取得等を条件としている場合、再委託先においても同様の認証等を取得していることが必要になります。

個人情報の漏えいが決して起こらぬよう、厳格な取扱いと細心の注意が必要となります。

※ 発注担当課は、再委託先を含め、委託事業者において必要な情報セキュリティ対策が確保されているかどうか受注者に報告を求め、必要に応じて実地の調査等を行わなければなりません。

年 月 日

## 再委託承諾申請書

(あて先) 寝屋川市

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名(署名)

※自署しない場合は、記名押印(使用印)してください。

年 月 日付けで契約した〇〇業務委託について、契約の履行に当たり、下記のとおり再委託の承諾を申請いたします。

なお、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、当方が責任を負います。

### 記

- 1 再委託業務内容・範囲
  
- 2 再委託の承諾を申請する必要性・理由(具体的に記載してください。)
  
- 3 再委託の相手方
  - (1) 所在地
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 代表者職氏名
  - (4) 再委託の業務責任者となる者の職氏名
  - (5) 電話番号
  - (6) 再委託予定金額
  - (7) 個人情報の有無 有 ・ 無
  
- 4 再委託の相手方選定理由
  
- 5 再委託期間  
年 月 日から 年 月 日まで

## 6 再委託の責任について（誓約）

- (1) 再委託により寝屋川市に損害を与えたときは、再委託先ではなく、当方が寝屋川市に対する賠償の責を負うことに同意いたします。
- (2) 再委託の業務内容の履行に係る部分に不適合があったときは、当方が契約の規定による契約不適合責任を負うことに同意いたします。
- (3) 当方は再委託先に対して適正な再委託の管理、支払いなどを行います。  
また、再委託先に対し、寝屋川市の「業務委託に関する再委託ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が適用される旨を通知します。
- (4) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに再申請いたします。
- (5) 当方及び再委託先は、労働関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行います。
- (6) 当方及び再委託先は、関係法令等を遵守し業務を履行します。

## 7 添付書類

- (1) 見積書等の業務内容及び予定金額を示す書類。同種業務の実績を示す書類等。
- (2) 再委託先との契約書の写しは、承諾後、提出してください。
- (3) 複数の者に再委託する場合は、その体制が分かる書類を作成し、提出してください。
- (4) 再委託の相手方となった者が、さらに第三者に再委託を実施する（再々委託）する場合においても、同様にガイドラインを適用します。
- (5) 再委託先にて個人情報を取り扱う場合はチェックリストなどの提出が必要です。
- (6) 再委託額が 500 万円を超える場合は、再委託先作成の寝屋川市暴力団排除条例に基づく「誓約書」の提出が必要です。

(契約の相手方) 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔

### 再委託承諾書

年 月 日付けで申請のあった再委託申請については、下記の条件を付して承諾します。

#### 記

1 委託業務名

2 再委託業務内容・範囲

3 再委託の相手方

- (1) 所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者職氏名

4 再委託承諾の条件

受注者は、本契約の業務に係る再委託等の相手方の行為の全てについて、責任を負うこと。

- (1) 受注者は、承諾を得て再委託の相手方となった者（以下「再委託相手方」という。）がさらに第三者に委託することはできない。ただし、あらかじめ、書面により本市の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は、再委託相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果についての責任を負うこと。
- (3) 受注者は、再委託相手方の業務の履行により、本市に損害を与えたときは、受注者が本市に対する賠償の責を負うこと。
- (4) 契約内容のうち、再委託相手方による業務の履行に係る部分について不適合があったときは、受注者がその不適合の責任を負い、誠実に業務を補正し履行すること。
- (5) 再委託にあっては、受注者は再委託相手方に対する対価の支払いなどについて、適正な取り扱いを行うこと。
- (6) 再委託相手方が、この承諾の条件に違反した場合には、この承諾を取り消すものとする。この場合において、受注者に損害が生じた場合であっても、

本市は一切の賠償の責を負わない。

- (7) 再委託承諾申請書の内容に変更が見込まれる時は、速やかに書面にて本市に届け出て承諾を得ること。
- (8) 再委託相手方に対し適切な指導・管理・監督を実施し、適切に業務が実施されているかを確認し報告書を提出すること。